

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	法人番号	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為のないし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
								公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
内閣府	平成29年度 被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災 4月分)	公益財団法人 都道府県会館	2010010000000	1,146,200,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成29年5月26日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度 被災者生活再建支援金補助金(4月分第1~3回、第5~6回)	公益財団法人 都道府県会館	2010010000000	51,687,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成29年5月26日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度 被災者生活再建支援金補助金(4月分 第4回)	公益財団法人 都道府県会館	2010010000000	1,329,500,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成29年5月26日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度 被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災 5月分)	公益財団法人 都道府県会館	2010010000000	917,000,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成29年6月27日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度 被災者生活再建支援金補助金(5月分第9回)	公益財団法人 都道府県会館	2010010000000	998,062,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成29年6月27日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度 被災者生活再建支援金補助金(5月分第7~8回 第10~12回)	公益財団法人 都道府県会館	2010010000000	24,187,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成29年6月27日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度 被災者生活再建支援金補助金(6月分 第17回)	公益財団法人 都道府県会館	2010010000000	1,091,812,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成29年7月31日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度被災者生活再建支援金補助金(6月分第13~16回 第18~20回)	公益財団法人 都道府県会館	2010010000000	56,250,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成29年7月31日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災6月分 当初分)	公益財団法人 都道府県会館	2010010000000	99,900,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成29年7月31日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有

内閣府	平成29年度企業主導型保育事業費補助金	公益財団法人児童育成協会	4011010000000	130,946,871,000	年金特別会計 (子ども・子育て支援勘定)	仕事・子育て両立支援事業費補助金	平成29年8月1日	公財	国認定	本事業は、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスを推進することで、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図ることを目的に実施しているものであり、不可欠である。本事業の交付先を選定する際には、公募を行い、外部有識者を過半数以上とした評価検討委員会において事業を適切に遂行できるものを評価・選定しており、妥当である。	有
内閣府	平成29年度被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災7月分)	公益財団法人道庁県会館	2010010000000	866,000,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成29年8月29日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度被災者生活再建支援金補助金(7月分第21～23回 第25～27回)	公益財団法人道庁県会館	2010010000000	37,937,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成29年8月30日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度被災者生活再建支援金補助金(7月分 第24回)	公益財団法人道庁県会館	2010010000000	1,048,250,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成29年8月30日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度被災者生活再建支援金補助金(8月分第28～30回、32～34回)	公益財団法人道庁県会館	2010010000000	30,312,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成29年10月12日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災8月分)	公益財団法人道庁県会館	2010010000000	1,011,100,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成29年10月12日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度被災者生活再建支援金補助金(8月分第31回)	公益財団法人道庁県会館	2010010000000	969,562,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成29年10月12日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度 被災者生活再建支援金補助金(9月分第35～43回)	公益財団法人道庁県会館	2010010000000	89,937,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成29年11月6日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度 被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災 9月分)	公益財団法人道庁県会館	2010010000000	960,400,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成29年11月6日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有

内閣府	仕事・子育て両立支援事業費補助金	公益社団法人全国保育サービス協会	701111000000	317,841,000	年金特別会計 (子ども・子育て支援勘定)	仕事・子育て両立支援事業費補助金	平成29年11月21日	公社	国認定	本事業は、多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成することにより、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図ることを目的に実施しているものであり、必要不可欠である。本事業の交付先を選定する際には、公募を行い、外部有識者を過半数以上とした評価検討委員会において事業を適切に遂行できるものを評価・選定しており、妥当である。	有
内閣府	平成29年度 被災者生活再建支援金補助金(10月分第44～52回)	公益財団法人都道府県会館	2010010000000	80,250,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成29年12月11日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度 被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災 10月分)	公益財団法人都道府県会館	2010010000000	975,400,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成29年12月11日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度 被災者生活再建支援金補助金(11月分第53～61回)	公益財団法人都道府県会館	2010010000000	88,937,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成30年1月10日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度 被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災 11月分)	公益財団法人都道府県会館	2010010000000	1,140,600,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成30年1月10日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度 被災者生活再建支援金補助金(12月分第66～75回)	公益財団法人都道府県会館	2010010000000	75,937,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成30年1月31日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度 被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災 12月分)	公益財団法人都道府県会館	2010010000000	1,255,300,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成30年1月31日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	H29年度被災者生活再建支援金補助金(9～12月分熊本地震)	公益財団法人都道府県会館	2010010000000	3,289,937,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成30年2月1日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	H29年度被災者生活再建支援金補助金(9月分熊本地震)	公益財団法人都道府県会館	2010010000000	175,687,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成30年2月1日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有

内閣府	平成29年度 被災者生活再 建支援金補助金(1月分 第 76回、第78～84回)	公益財団法人道庁府県会館	2010010000000	46,625,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成30年2月23日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定 された被災者生活再建支援法人が災害によ りその生活基盤に著しい被害を受けた者に 対し、生活の安定を目的として支給する支 援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度 被災者生活再 建支援金補助金(1月分 熊 本地震)	公益財団法人道庁府県会館	2010010000000	882,062,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成30年2月23日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定 された被災者生活再建支援法人が災害によ りその生活基盤に著しい被害を受けた者に 対し、生活の安定を目的として支給する支 援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度 被災者生活再 建支援金補助金(東日本大 震災 1月分)	公益財団法人道庁府県会館	2010010000000	956,600,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成30年2月23日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定 された被災者生活再建支援法人が災害によ りその生活基盤に著しい被害を受けた者に 対し、生活の安定を目的として支給する支 援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度被災者生活再 建支援金補助金(2月分第8 5、86、88～90、91回一 部)	公益財団法人道庁府県会館	2010010000000	17,937,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成30年3月19日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定 された被災者生活再建支援法人が災害によ りその生活基盤に著しい被害を受けた者に 対し、生活の安定を目的として支給する支 援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度被災者生活再 建支援金補助金(2月分熊本 地震)	公益財団法人道庁府県会館	2010010000000	794,562,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成30年3月19日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定 された被災者生活再建支援法人が災害によ りその生活基盤に著しい被害を受けた者に 対し、生活の安定を目的として支給する支 援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度被災者生活再 建支援金補助金(東日本大 震災2月分)	公益財団法人道庁府県会館	2010010000000	1,003,100,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成30年3月19日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定 された被災者生活再建支援法人が災害によ りその生活基盤に著しい被害を受けた者に 対し、生活の安定を目的として支給する支 援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度被災者生活再 建支援金補助金(3月分熊本 地震)	公益財団法人道庁府県会館	2010010000000	838,000,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成30年3月29日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定 された被災者生活再建支援法人が災害によ りその生活基盤に著しい被害を受けた者に 対し、生活の安定を目的として支給する支 援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度被災者生活再 建支援金補助金(3月分第9 4回、96回～102回)	公益財団法人道庁府県会館	2010010000000	20,875,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成30年3月29日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定 された被災者生活再建支援法人が災害によ りその生活基盤に著しい被害を受けた者に 対し、生活の安定を目的として支給する支 援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成29年度被災者生活再 建支援金補助金(東日本大 震災3月分)	公益財団法人道庁府県会館	2010010000000	839,500,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成30年3月29日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定 された被災者生活再建支援法人が災害によ りその生活基盤に著しい被害を受けた者に 対し、生活の安定を目的として支給する支 援金であり必要不可欠である。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。